

c ホームページに係る経費

上記ホームページの内容は明らかでないものの、菊地昭一議員の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、議員個人の顔写真及び経歴など、市政に関する情報を市民に広報するに当たって必ずしも必要不可欠な情報とは認められない内容も掲載されていたことが推認される。そうすると、会派及び議員が上記のようなホームページを作成することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記ホームページの作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

d 広聴活動（市民相談）に係る経費

上記認定事実によれば、上記支出のうち広聴活動（市民相談）に係る経費は、市民相談の際の茶菓代として使用されたことが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自立性が尊重されるべきである。そうすると、市民からの相談内容は、当然に調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記経費が茶菓代として社会通念上相当な範囲を逸脱しているものとは認められず、方法としても相当であるというべきである。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

e 小括

以上によれば、上記支出のうちに広聴活動（市民相談）に係る経費 85,830円を除く各支出の2分の1を超える額の合計である35万9,748円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

(カ) 佐々木真由美議員に係る支出（総番号1511ないし1524）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 佐々木真由美議員の広報紙及びホームページに係る経費として、合計32万0,775円が政務調査費から支出された（丙D18）。

(b) 上記広報紙には、佐々木真由美議員の活動報告及び一般質問の内容のほか、佐々木真由美議員個人の顔写真が掲載されている（丙D18）。

b 広報紙に係る経費

上記認定事実によれば、上記広報紙には、佐々木真由美議員個人の顔写真が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であると認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

c ホームページに係る経費

上記ホームページの内容は明らかでないものの、佐々木真由美議員の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、議員個人の顔写真及び経歴など、市政に関する情報を市民に広報するに当たって必ずしも必要不可欠な情報とは認められない内容も掲載されていたことが推認される。そうすると、会派及び議員が上記のようなホームページを作成することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記ホームページの作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

d 小括

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である16万0387円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

(キ) 佐藤和子議員に係る支出（総番号1525ないし1544）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 佐藤和子議員の広報紙及びホームページに係る経費として、合計101万1634円が政務調査費から支出された（丙D19）。

(b) 上記広報紙には、佐藤和子議員の活動報告及び一般質問の内容のほか、佐藤和子議員個人の顔写真が掲載されている（丙D19）。

b 広報紙に係る経費

上記認定事実によれば、上記広報紙には、佐藤和子議員個人の顔写真が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

c ホームページに係る経費

上記ホームページの内容は明らかでないものの、佐藤和子議員の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、議員個人の顔写真及び経歴など、市政に関する情報を市民に広報するに当たって必ずしも必要

不可欠な情報とは認められない内容も掲載されていたことが推認される。そうすると、会派及び議員が上記のようなホームページを作成することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記ホームページの作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

d 小括

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である50万5816円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

(ク) 嶋中議員に係る支出（総番号1545ないし1572）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 嶋中議員の広報紙及びホームページに係る経費（広報紙の作成及びホームページの更新等に係る人件費を含む。）として合計141万0701円が政務調査費から支出された（丙D20）。

(b) 上記広報紙には、嶋中議員の行った一般質問の内容及び活動報告のほか、嶋中議員個人の顔写真が掲載されている（丙D20）。

b 広報紙に係る経費

上記認定事実によれば、上記広報紙には、嶋中議員個人の顔写真が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関す

る情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

c ホームページに係る経費

上記ホームページの内容は明らかでないものの、嶋中議員の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、議員個人の顔写真及び経歴など、市政に関する情報を市民に広報するに当たって必ずしも必要不可欠な情報とは認められない内容も掲載されていたことが推認される。そうすると、会派及び議員が上記のようなホームページを作成することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記ホームページの作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及

びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

d 小括

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である70万5349円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

(ケ) 鈴木広康議員に係る支出（総番号1573ないし1603）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 鈴木広康議員の広報紙、ホームページ、広聴活動及び集会（議会活動報告会）に係る経費として、合計86万0480円が政務調査費から支出された（丙D22）。

(b) 上記広報紙には、鈴木広康議員の活動報告及び一般質問の内容のほか、鈴木広康議員個人のイラスト、経歴等が掲載されている（丙D22）。

(c) 上記ホームページには、鈴木広康議員個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されている（丙D22）。

(d) 上記広聴活動に係る経費は、市民から震災関連等の相談を受けるに際して要した茶菓代である（丙D22）。

(e) 上記集会に係る経費は、モバイル端末機接続ケーブルの購入費である（丙D22）。

b 広報紙に係る経費

上記認定事実によれば、上記広報紙には、鈴木広康議員個人のイラスト、経歴等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報で

あるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

c. ホームページに係る経費

上記認定事実によれば、上記ホームページには、鈴木広康議員個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保

持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

d 広聴活動に係る経費

上記認定事実によれば、市民相談に係る経費は、震災関連の市民相談の際の茶菓代として使用されたことが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自立性が尊重されるべきである。そうすると、市民からの相談内容は、当然に調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記経費が茶菓代として社会通念上相当な範囲を逸脱しているものとは認められず、方法としても相当であるというべきである。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

e 集会（議会活動報告会）に係る経費

上記認定事実によれば、上記集会に係る経費は、モバイル端末機接続ケーブルの購入費であることが認められる。そして、事務用品の購入費については、通信が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の

活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされていないといえない。

f 小括

したがって、上記支出のうち、広聴活動に係る経費6170円を除く各支出の2分の1を超える額の合計である42万7151円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

キ 事務費（総番号1604ないし1715）

(ア) 補助参加人公明党に係る支出（総番号1604ないし1686）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。


(a) 会派控室で使用する事務用品の購入費として合計240万8800円が政務調査費から支出された（丙D23）。

(b) 補助参加人公明党は、会派控室において、補助参加人公明党が発行する広報紙の作成を行っていた（証人菊地昭一14頁）。

b 事務用品の購入費については、事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務用品は、専ら調査研究活動に使用されたものであって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであり、また、事務機器のリース代や通信費については、調査研究活動以外の目的での利用の有無にかかわらず定額料金制であるから、仮に目的外の利用が推認されるとしてもその全額につき不当に利得したものである旨主張する。

しかしながら、補助参加人公明党の会派控室において、調査研究活動以外の活動の側面をも有する広報紙の作成が行われていたことを



も踏まえると、上記支出は、現に調査研究活動以外の活動にも利用されていたものというべきである。そして、事務機器のリース代や通信費が定額料金制であるとしても異なるところはない。そうすると、被告らにおいて、上記支出が調査研究活動のみに利用されたこと又はその割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である120万4385円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

(イ) 小野寺利裕議員に係る支出（総番号1687, 1688）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、小野寺利裕議員において使用する事務用品の購入費として合計3292円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙D24）。

b 事務用品の購入費については、事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務用品は、専ら調査研究活動に使用されたものであって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である1645円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認

められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

(ウ) 鎌田議員に係る支出（総番号1689ないし1700）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、鎌田議員において使用する河北新報のデータベース利用料として合計2万1000円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙D25）。
- b 上記認定事実によれば、上記支出は、地方紙の新聞記事を検索するために利用されたものであると認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自立性が尊重されるべきである。そうすると、新聞記事に記載された情報は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記データ検索を利用することは調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出も、調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(エ) 菊地昭一議員に係る支出（総番号1701ないし1709）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、菊地昭一議員において使用する事務用品の購入費として合計1万2167円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙D26）。
- b 事務用品の購入費については、事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務用品は、専ら調査研究活動に使用されたものであって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたも

のであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である6082円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

(オ) 鈴木広康議員に係る支出（総番号1710ないし1715）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、鈴木広康議員において使用する事務用品の購入費として合計9477円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙D27）。

b 事務用品の購入費については、事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務用品は、専ら調査研究活動に使用されたものであって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出が調査研究活動のみに利用されたこと又はその割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である4738円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人公明党の不当利得に当たる。

ク 小括

よって、補助参加人公明党は、被告に対し、別紙19「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(16) 補助参加人共産党

ア 資料作成費（総番号1716ないし1731）

(ア) コピー代（総番号1716, 1718, 1719, 1721, 1722, 1724ないし1727, 1729, 1731）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 会派控室で使用されるコピー代のうちの一部である合計51万2537円が政務調査費から支出された。

(b) 補助参加人共産党所属議員らは、「私用コピー利用帳」と題するノートに、調査研究活動以外の目的で利用したコピーの枚数及び金額を記載していたものの、具体的な用途は記載していない(丙C12)。

(c) 補助参加人共産党は、会派控室におけるコピー代として要した費用総額（ただし9月分を除く。）51万5897円から、上記「私用コピー利用帳」に記載された政務調査以外の目的で利用されたコピー代（ただし9月分を除く。）として合計3360円を控除した金額を政務調査費から支出している（丙C13）。

b コピー代については、コピー機が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。そして、上記認定事実によれば、補助参加人共産党においては、私用コピー利用帳に、議員らが調査研究活動以外の目的に利用したコピー代を記載し、全体のコピー代から上記利用

帳に記載されたコピー代を控除した金額を政務調査費から支出していることが認められる。

しかしながら、上記利用帳には、具体的な用途は記載されておらず、議員自らが調査研究活動以外の活動であると判断した活動に利用したコピーの枚数及び金額を記載しているにすぎない。そして、補助参加人共産党は、広報紙の作成を一律に専ら調査研究活動であると位置付けているものの、上記位置付けは、当裁判所の判断枠組みと必ずしも整合するものとはいえない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、コピー代総額（9月分を除く51万5897円）のうち2分の1を超える額の合計（25万7946円）から補助参加人共産党が自ら控除した額（3360円）を差し引いた額の合計である25万4586円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人共産党の不当利得に当たる。

- (イ) データ検索料（総番号1717, 1720, 1723, 1728, 1730）
- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、全国紙及び地方紙の新聞記事を検索するためのデータ検索料として合計7006円が政務調査費から支出されたことが認められる。
 - b 上記認定事実によれば、上記支出は、全国紙及び地方紙の新聞記事を検索するために利用されたものであると認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自立性が尊重されるべきである。そうす

ると、仙台市内外の新聞記事に記載された情報は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記データ検索を利用することは調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出も、調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 広報広聴費（総番号1732ないし1742）

(ア) 「東日本大震災 活動の記録」に係る経費（総番号1732）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる

(a) 補助参加人共産党は、「東日本大震災 活動の記録」と題する広報紙（冊子）を発行し、その印刷代として合計14万7525円が政務調査費から支出された。

(b) 上記広報紙には、被災地の写真、被災状況の報告、被災者支援の情報、補助参加人共産党所属の議員の手記、活動報告、質疑内容及び補助参加人共産党が行った「緊急要望」のほか、補助参加人共産党所属議員個人の顔写真等が掲載されている（丙C14）。

b 上記認定事実によれば、上記広報紙には、補助参加人共産党所属議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできな

い。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である7万3762円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人共産党の不当利得に当たる。

(イ) その他（総番号1733ないし1742）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 「6月議会開催のお知らせ」、「9月議会開催のお知らせ」、「市議団ニュース」、国保問題報告会（市政報告会）チラシ及び市政要望アンケートの印刷代及び振込料として合計555万4657円が政務調査費から支出された。

(b) 「市議団ニュース」には、補助参加人共産党所属の議員の行った一般質問の内容のほか、議員個人の顔写真が掲載されている（丙C16）。

(c) 市政要望アンケートには、市政に関する要望等を記入する欄があり、補助参加人共産党所属議員に関する情報については何ら記載されていない（丙C17）。

b 上記認定事実によれば、上記広報紙には、補助参加人共産党所属議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のよう

な広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

他方、市政要望アンケートについては、その記載内容からすれば、専ら調査研究活動として利用されたものであると認められるものの、同アンケートの印刷代が占める割合は必ずしも明らかではない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である277万7325円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人共産党の不当利得に当たる。

ウ 人件費（総番号1743ないし1754）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人共産党が雇用する2名の政務調査員の人件費総額716万2453円のうち9割である合計644万6208円が政務調査費から支出された。なお、残りの1割は、日本共産党の県委員会から支出されていた（証人嗟峨サダ子6頁）。

b 上記政務調査員は、会派控室において、政務調査活動、事務全般、資料収集、資料整理、控室管理等の業務に従事しており、具体的には、広報紙の作成及び市民の陳情受付等が主な業務内容であった（丙C18、丙C19、証人嗟峨サダ子5頁）。

c 上記政務調査員は、政務調査活動以外の活動に従事した時間を出勤簿に逐一記録しており、同出勤簿によれば、上記政務調査員が政務調査活動に従事した割合は9割を超えていた（丙C20）。

(イ) 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。そして、上記認定事実によれば、上記政務調査員は、政務調査活動以外の活動に従事した時間を出勤簿に逐一記録しており、同出勤簿によれば上記調査員が政務調査活動に従事した割合は9割を超えていたことが認められる。

しかしながら、上記出勤簿には、上記政務調査員又は上記政務調査員を雇用していた議員が調査研究活動以外の活動であると判断した業務に従事していた時間を記載していたにすぎない。そして、補助参加人共産党が、広報紙の作成を一律に専ら調査研究活動であると位置付けていることなどを踏まえると、上記判断は、当裁判所の判断枠組みと必ずしも整合するものとはいえない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基

づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記政務調査員の人件費総額のうち2分の1を超える額から補助参加人共産党が自ら控除した額を差し引いた額の合計である286万4986円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人共産党の不当利得に当たる。

エ 事務費（総番号1755ないし1837）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人共産党が会派控室において使用する事務用品の購入費、電話料金、ケーブルテレビ回線使用料等合計43万0721円が政務調査費から支出された（丙C24ないし95）。
- b 補助参加人共産党は、事務用品の一部であるセロハンテープについて、政務調査目的で使用する物品とその他の使用目的と使用する物品を区別している（丙C21）。
- c 補助参加人共産党は、仙台市議会の中継を視聴、録画するためにケーブルテレビを使用している（証人嗟峨サダ子12頁）。

(イ) 事務用品の購入費及び通信費

事務用品の購入費及び通信費については、上記事務用品及び通信が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。そして、上記認定事実によれば、事務用品の一部であるセロハンテープについて政務調査用の物品とその他の使用目的の物品に分けて使用していることが認められる。

しかしながら、上記事務用品が使用された具体的な業務内容は明らか

でない上、議員らが自らの判断に基づいて上記区別をしていたにすぎず、補助参加人共産党は、広報紙の作成を一律に専ら調査研究活動であると位置付けているものの、当該判断は、当裁判所の判断枠組みと必ずしも整合するものとはいえない。また、通信費についても、会派控室が広報紙の作成のためにも使用されていたことを踏まえると、同様に、調査研究活動以外の側面をも有する活動に利用されていた可能性を否定することができない。そうすると、被告らにおいて、事務用品の購入費及び通信費に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づき反証がなされているとはいえない。

(ウ) ケーブルテレビ回線使用料

ケーブルテレビは、多様なコンテンツを提供しており、市政に関する情報を収集するための調査研究活動として利用することができるほか、娯楽目的等の調査研究活動以外の目的にも利用され得る。そうすると、上記支出は、上記のようなケーブルテレビを視聴するための経費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

しかしながら、証人嵯峨サダ子は、仙台市議会の中継を視聴、録画するためにケーブルテレビを使用していた旨供述するところ、補助参加人共産党における会派控室の使用実態を踏まえると、複数の議員及び職員が執務する会派控室において、娯楽目的でケーブルテレビを利用していたものとは考え難く、上記供述は信用することができる。

したがって、上記支出のうち、ケーブルテレビ回線使用料1万8900円を除く各支出の2分の1を超える額の合計20万5896円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人共産党の不当利得に当たる。

オ 小括

よって、補助参加人共産党は、被告に対し、別紙20「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(17) 補助参加人社民党

ア 調査研究費（総番号1838ないし1850）

(ア) 原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 複数の議員による出張に係る旅費（総番号1838，1839）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人社民党所属の小山勇朗議員（以下「小山議員」という。）、石川建治議員（以下「石川議員」という。）、大槻正俊議員（以下「大槻議員」という。）、相沢和紀議員（以下「相沢議員」という。）及びひぐちのりこ議員（以下「ひぐち議員」という。）は、公契約条例、コミュニティーサイクル及び防災について調査するため、1泊2日で神奈川県及び東京都に出張し、その旅費として27万1180円が政務調査費から支出された（丙E1，丙E5ないし8，証人小山勇朗1，2頁）。

(b) 補助参加人社民党所属の小山議員，大槻議員，石川議員，相沢議員及びひぐち議員は，中越地震メモリアル拠点整備，医療産業の創出，空き家バンクの取組及び大規模太陽光発電の取組等について調査するため，2泊3日で新潟県，長野県及び山梨県に出張し，その旅費として50万7228円が政務調査費から支出された（丙E2，丙E5，証人小山勇朗2，3頁）。

b 上記認定事実によれば，上記支出は，災害対策，医療，コミュニティーサイクル事業，空き家バンク，発電事業等を調査するための調査

研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。

そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記各視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、複数の議員による視察は、調査研究活動との合理的関連性を欠き、懇親目的や観光目的が併存することを推認させる旨主張する。

しかしながら、調査研究活動の方法の選択に当たっては、議員の自主性・自律性が尊重されるべきであるところ、複数の議員による視察及びこれを踏まえた意見交換によって、多角的な意見を会派の政策に反映させることができること等を踏まえると、調査研究活動との合理的関連性を欠くものとは認められない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 相沢議員による出張に係る旅費（総番号1841）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 相沢議員は、仙台市及び仙台商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」に参加するため、東京都に出張し、その旅費として3万1460円が政務調査費から支出された。

(b) 上記催しは、仙台市のシティセールス活動の一環として、仙台市の魅力を対外的に発信するとともに、仙台市の観光及び復興に関する施策を広く紹介するために、仙台市と仙台市商工会議所が共同で開催しているものであり、上記催しには、首都圏の企業・団体の代表者、国会議員、外国機関、官公庁の関係者など約700名が参加していた（丙E3ないし5、証人小山勇朗3頁）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、企業誘致のシティセールスや観光行政等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 大槻議員による出張に係る旅費（総番号1848）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 大槻議員は、仙台市及び仙台商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」に参加し、また、浅草文化観光センターにおける外国人誘客の取組状況及び東京消防庁における災害対策の取組等を調査するため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として4万428

0円が政務調査費から支出された。

(b) 「2013仙台の夕べ」は、仙台市のシティセールス活動の一環として、仙台市の魅力を対外的に発信するとともに、仙台市の観光及び復興に関する施策を広く紹介するために、仙台市と仙台市商工会議所が共同で開催しているものであり、上記催しには、首都圏の企業・団体の代表者、国会議員、外国機関、官公庁の関係者など約700名が参加していた（丙E3ないし5）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、企業誘致のシティセールスや観光行政、外国人誘客及び災害対策等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(エ) 小山議員による出張に係る旅費（総番号1850）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 小山議員は、仙台市及び仙台商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」に参加し、その旅費として3万5070円が政務調査費

から支出された。

(b) 上記催しは、仙台市のシティセールス活動の一環として、仙台市の魅力を対外的に発信するとともに、仙台市の観光及び復興に関する施策を広く紹介するために、仙台市と仙台市商工会議所が共同で開催しているものであり、上記催しには、首都圏の企業・団体の代表者、国会議員、外国機関、官公庁の関係者など約700名が参加していた（丙E3ないし5）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、企業誘致のシティセールスや観光行政等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 調査研究費（その他）（総番号1851）

(ア) 弁論の全趣旨によれば、石川議員は、仙台市の既存の生涯学習施設やテーマ館を街づくりに活かすため、原鉄道模型博物館を訪問し、その入館料1000円が政務調査費から支出されたことが認められる（証人小山勇朗8、9頁）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記支出は、仙台市の既存の生涯学習施設やテーマ館を街づくりに活かすための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

ウ 研修費（旅費規程によるもの）（総番号1852ないし1856）

(ア) 原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 相沢議員に係る支出（総番号1852）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 相沢議員は、横浜市内で開催された2012年夏季議員研修会に2泊3日で参加し、同研修会に係る旅費のうち3分の2に当たる額である5万0066円が政務調査費から支出された。

(b) 上記研修会においては、「大阪都市構想と自治体自治権」、「党のホームページ改革と情報伝達の試み」、「震災復旧の現状と自治体の対応」、「分科会及び分散会」（①議会制度改革と住民参加）、「各分科会

からの報告と質疑」及び「視察研修」（横浜市の風力発電，川崎市の大規模太陽光発電所&かわさきエコ暮らし未来館）と題する講座が開催され，「党のホームページ改革と情報伝達の試み」と題する講座については政党活動を含むものであった（丙E8）。

- b 上記認定事実によれば，上記研修会には，「党のホームページ改革と情報伝達の試み」と題する1講座が含まれており，同講座については政党活動を含むものであったことが認められる。

他方，上記講座を除く5講座については，地方自治の在り方，災害復旧及び発電事業等を内容とするものであったことが認められる。そして，議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから，その対象も多岐にわたるものであり，その方法の選択に当たっても，政務調査費の意義に鑑みると，議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると，上記調査の内容は，いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきである。

そして，上記研修会で行われた6講座のうち5講座につき調査研究活動に利用されたことが認められることからすれば，上記研修会への参加に係る経費につき調査研究活動のみに利用された割合は，3分の2を下回らないと認められる。

したがって，上記支出が，調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的，外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく，原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば，上記支出が，本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず，原告の主張は採用することができない。

エ 研修費（その他）（総番号1857ないし1871）

（ア）石川議員に係る支出（総番号1857ないし1869）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

- (a) 石川議員は、仙台泉倫理法人会が主催するセミナーに参加した。
- (b) 上記セミナーへの参加費のうち2分の1に当たる合計5万7000円が政務調査費から支出された。
- (c) 上記セミナーは、地元の中小企業の経営者のほか、養護施設の代表、国、県、市等の議員、医療関係者、消防署長、NPO法人、学校関係者などによる講演を内容とするものであり、講演の内容には、武道に学ぶ古の心、ウォーターヘルスケアという新習慣、エグゼクティブのためのプレゼンテーションとマナーのほか、福島原発の被害者の会における取組、養護施設における取組、高速道路における交通事故防止、東日本大震災における赤十字活動、東日本大震災における仙台市の救急活動及び震災孤児支援等が含まれていた（丙E9）。
- b 上記認定事実によれば、上記セミナーには、福島原発の被害者の会における取組、養護施設における取組、高速道路における交通事故防止、東日本大震災における赤十字活動、東日本大震災における仙台市の救急活動及び震災孤児支援等を内容とする講演も含まれていたことが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記講演の内容は、調査研究活動の対象に含まれるというべきである。

他方、上記セミナーにおける講演内容には、武道に学ぶ古の心、ウォーターヘルスケアという新習慣、エグゼクティブのためのプレゼンテーションとマナーなど、専ら自己啓発に関するものも含まれていたことが認められる。そうすると、上記セミナーへの参加は、調査研究活動以外の活動としての側面をも有すると認められる。

そして、上記セミナーへの参加費のうち2分の1に当たる合計5万7000円が政務調査費から支出されたものであるところ、上記セミナーの講演のうち少なくとも半数以上は調査研究活動の対象に含まれる内容であったことが認められる。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

(イ) 小山議員に係る支出（総番号1870）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 小山議員は、東中田町内会連合会の研修会に参加し、その会費5000円が政務調査費から支出された。

(b) 上記研修会では、15町内会、交通安全協会、消防団、民生・児童委員、防犯協会、婦人部、区役所、社会福祉協議会、募金会、交通指導隊などの長や担当者が出席し、各団体の課題に対する意見聴取や意見交換が行われた。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、東中田町内会連合会が主催する研修会への参加費として支出されたものであり、同研修会では、15町内会、交通安全協会、消防団、民生・児童委員、防犯協会、婦人部、区役所、社会福祉協議会、募金会、交通指導隊などの長や担当者が出席し、各団体の課題に対する意見聴取や意見交換が行われたことが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記各団体の課題等は、いずれも

調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記研修会への参加は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) ひぐち議員に係る支出（総番号1871）

- a 弁論の全趣旨によれば、ひぐち議員は、駅周辺の再開発地域に平成24年7月に開館した体験型博物館の開館までの経緯や実際の展示内容などの取組について調査するため、原鉄道模型博物館を訪問し、その入館料1000円が政務調査費から支出されたことが認められる。
- b 上記認定事実によれば、駅周辺の再開発地域に平成24年7月に開館した体験型博物館の開館までの経緯や実際の展示内容などの取組について調査するための経費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記視察の内容は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証

拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

オ 資料作成費（総番号1872ないし1883）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 大槻議員のホームページに係る経費として、合計2万4000円が政務調査費から支出された。

b 上記ホームページには、大槻議員の活動報告のほか、大槻議員個人の顔写真及び経歴等が掲載されている（甲E2、丙E10）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記ホームページには、大槻議員個人の顔写真及び経歴等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のようなホームページを作成することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記ホームページの作成は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である1万2000円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると

認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

カ 資料購入費（総番号1884）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、石川議員は、市の施策や事業等の問合せ、資料請求等を行うため仙台市総務企画局総務部文書法制課に所属する職員の役職や氏名を把握するため、同課に所属する職員の役職や氏名が記載されている『職員録』を購入し、同書籍の購入費500円が政務調査費から支出されたことが認められる。

(イ) 上記認定事実によれば、上記書籍は、仙台市総務企画局総務部文書法制課に所属する職員の役職や氏名が記載されているものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記書籍の内容は、市の施策や事業等の問合せ及び資料請求等を行うために必要であることを踏まえると、調査研究活動に含まれるというべきであり、調査研究活動の方法としても相当であるから、上記支出も、調査研究活動に利用されたものであると認められる。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

キ 広報広聴費（総番号1885ないし1981）

(ア) 相沢議員に係る支出（総番号1885ないし1898）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 相沢議員の発行する広報紙の印刷代として合計187万7688

円が政務調査費から支出された。

(b) 上記広報紙には、相沢議員の活動報告及び質疑内容のほか、相沢議員個人の顔写真等が掲載されている（甲E3）。

(c) 相沢議員は、集会（市政報告会）を開催し、その際の茶菓代等として合計1万1704円が政務調査費から支出された。

b 広報紙に係る経費

上記認定事実によれば、上記広報紙には、相沢議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

c 集会（市政報告会）に係る経費

上記支出のうち集会（市政報告会）に係る経費は、市政報告会の際の茶菓代として使用されたことが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みる

と、議員の自主性・自立性が尊重されるべきである。そうすると、市政報告は、当然に調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記市政報告会を開催することは、調査研究活動の方法としても相当であり、その茶菓代も社会通念上相当な範囲を逸脱しているとは認められず、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

d 小括

以上によれば、上記支出のうち、集会（市政報告会）に係る経費を除く各支出の2分の1を超える額の合計である93万8841円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

(イ) 石川議員に係る支出（総番号1899ないし1914）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 石川議員の発行する広報紙の印刷代として合計123万3347円が政務調査費から支出された。

(b) 上記広報紙には、石川議員の活動報告及び質疑内容のほか、石川議員個人の顔写真等が掲載されている（甲E4）。

b 上記認定事実によれば、上記広報紙には、石川議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動と

しての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である61万6673円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

(ウ) 大槻議員に係る支出（総番号1915ないし1962）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 大槻議員の発行する広報紙の印刷代等として合計179万3290円が政務調査費から支出された。

(b) 上記広報紙には、大槻議員の活動報告及び質疑内容のほか、大槻議員個人の顔写真等が掲載されている（丙E11ないし13）。

(c) 大槻議員は、集会（市政報告会）を開催し、その際の茶菓代として合計4万2960円が政務調査費から支出された。

b 広報紙に係る経費

上記認定事実によれば、上記広報紙には、大槻議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、

発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

c 集会（市政報告会）に係る経費

上記支出のうち集会（市政報告会）に係る経費は、市政報告会の際の茶菓代として使用されたことが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自立性が尊重されるべきである。そうすると、市政報告は、当然に調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記市政報告会を開催することは、調査研究活動の方法としても相当であり、その茶菓代も社会通念上相当な範囲を逸脱しているとは認められず、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

d 小括

以上によれば、上記支出のうち、集会（市政報告会）に係る経費 4

万2960円を除く各支出の2分の1を超える額の合計である89万6644円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

(エ) 小山議員に係る支出（総番号1963ないし1969）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 小山議員の発行する広報紙の印刷代として合計165万9900円が政務調査費から支出された。

(b) 上記広報紙には、小山議員の活動報告及び市政に関する情報のほか、小山議員個人の顔写真等が掲載されている（丙E14）。

b 上記認定事実によれば、上記広報紙には、小山議員個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である82万9950円が、本件用途基準に合致しない違法な支出で

あると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

(オ) ひぐち議員に係る支出（総番号1970ないし1981）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) ひぐち議員の発行する広報紙の印刷代として合計139万2818円が政務調査費から支出された。

(b) 上記広報紙には、ひぐち議員の活動報告及び質疑内容のほか、ひぐち議員個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されている（甲E5）。

b 上記認定事実によれば、上記広報紙には、ひぐち議員個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である69万6408円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であ

ると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

ク 人件費（総番号1982ないし2085）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 補助参加人社民党が会派控室において雇用する常勤職員の人件費総額216万3360円のうち合計64万3760円が政務調査費から支出された。その内訳は、月給15万5330円のうち月4万4930円（ただし、9月分については月給15万6330円のうち4万5930円であり、10月分については月給15万9330円のうち4万8930円である。）、夏期一時金14万7200円のうち6万0800円及び冬期一時金14万7200円のうち3万6800円である。（丙E15ないし19，証人小山勇朗4頁）。

また、補助参加人社民党が会派控室において雇用する臨時職員の人件費として合計1万6800円が政務調査費から支出された（証人小山勇朗5，6頁）。

b 相沢議員が個人の事務所で雇用する臨時職員の人件費として合計25万円が政務調査費から支出された（丙E20）。

c 石川議員が個人の事務所で雇用する臨時職員の人件費として合計24万3750円が政務調査費から支出された（丙E21）。

d 大槻議員が個人の事務所で雇用する臨時職員の人件費として合計56万6400円が政務調査費から支出された（丙E22）。

e 小山議員が個人の事務所で雇用する臨時職員の人件費として合計33万2800円が政務調査費から支出された（丙E23）。

f ひぐち議員が個人の事務所で雇用する臨時職員の人件費として合計61万円が政務調査費から支出された（丙E24）。

g 上記各議員が雇用した職員は、事務補助、市政報告会準備、広報紙作成等の活動にも従事していた（丙E20ないし24，証人小山

勇朗 6 頁)。

(イ) 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員が従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、上記認定事実によれば、上記各議員が雇用した職員は、事務補助及び広報紙作成等の活動にも従事していたことが認められる。そうすると、上記職員が従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である133万1755円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

ケ 事務所費 (総番号2086ないし2216)

(ア) 相沢議員に係る支出 (総番号2086ないし2135)

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、相沢議員が使用する事務所の維持管理に係る経費として合計71万1670円が政務調査費から支出されたことが認められる (丙E25)。

b. 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、議員の使用する事務所も、調査研究活動以外の活動のために利用されていることが推認される。そうすると、上記支出は、議員の使用する事務所を維持管理するための経費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務所は、調査研究活動のために使用されている事務所であるから、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記事務所の使用実態について、客観的資料に基づく立証がなされていないことを踏まえると、上記職員が従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である35万5824円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

(イ) 石川議員に係る支出（総番号2136ないし2185）

a. 証拠及び弁論の全趣旨によれば、石川議員が使用する事務所の維持管理に係る経費として合計95万7821円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙E26）。

b. 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、議員の使用する事務所も、調査研究活動以外の活動のために利用され

ていることが推認される。そうすると、上記支出は、議員の使用する事務所を維持管理するための経費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務所は、調査研究活動のために使用されている事務所であるから、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記事務所の使用実態について、客観的資料に基づく立証がなされていないことを踏まえると、上記職員が従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である47万8901円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

(ウ) 小山議員に係る支出（総番号2186ないし2216）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、小山議員が使用する事務所の維持管理に係る経費として合計68万7157円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙E27）。

b 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、議員の使用する事務所も、調査研究活動以外の活動のために利用されていることが推認される。そうすると、上記支出は、議員の使用する事務所を維持管理するための経費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務所は、調査研究活動のために使用されている事務所であるから、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、補助参加人社民党が、広報紙の作成を一律に専ら調査研究活動と位置付け、上記事務所においても広報紙の作成が行われていたこと（証人小山勇朗18、19頁）を踏まえると、上記職員が従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である34万3576円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

コ 事務費（総番号2217ないし2337）

(ア) 補助参加人社民党に係る支出（総番号2217ないし2269）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、会派控室における通信費及び事務用品の購入費として合計51万3547円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙E28）。

b 通信費及び事務用品の購入費については、通信及び事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、補助参加人社民党が、広報紙の作成を一律に専ら調査研究活動と位置付けていることなどを踏まえると、上記支出が広報紙の作成等、調査研究活動以外の活動の側面をも有する活動に利用された可能性を否定することができない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である25万6761円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

(イ) 相沢議員に係る支出（総番号2270ないし2291）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、相沢議員の使用する通信費及び事務用品の購入費として合計14万4556円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙E29）。
- b 通信費及び事務用品の購入費については、通信及び事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計で

ある7万2275円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

(ウ) 石川議員に係る支出（総番号2292ないし2318）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、石川議員の使用する複合機リース代及び事務用品の購入費として合計37万0279円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙E30）。
- b 複合機リース代及び事務用品の購入費については、複合機及び事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされていない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である18万5139円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

(エ) 大槻議員に係る支出（総番号2319ないし2322）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、大槻議員の使用する事務用品の購入費として合計10万6905円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙E31）。
- b 事務用品の購入費については、事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以

外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である5万3452円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

(オ) 小山議員に係る支出（総番号2323ないし2335）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、小山議員の使用するコピー機のリース代及び事務用品の購入費として合計16万7686円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙E32）。

b コピー機のリース代及び事務用品の購入費については、コピー機及び事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である8万3838円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

(カ) ひぐち議員に係る支出（総番号2336, 2337）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、ひぐち議員の使用する事務用品の購入費として合計36万5093円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙E33）。

b 事務用品の購入費については、事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である18万2546円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人社民党の不当利得に当たる。

サ 小括

よって、補助参加人社民党は、被告に対し、別紙21「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる

(18) 補助参加人みんなの党

ア 調査研究費（旅費規程による出張）（総番号2338ないし2377）

(ア) 原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額であ

る1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 大友克洋GENGA展に係る旅費（総番号2342）

a 弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人みんなの党に所属する早坂あつし議員（以下「早坂議員」という。）及び及川英樹議員（以下「及川議員」という。）は、東京で開催された大友克洋GENGA展を視察するため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として10万2520円が政務調査費から支出された。

(b) 上記展示会への視察は、仙台市での開催が予定されていたジョジョ原画展をめぐり、観光客誘致の在り方及び経済波及効果を調査するための視察としてなされたものである。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、観光客誘致の在り方及び経済波及効果を調査するための旅費であることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象は多岐にわたるものであり、その調査研究活動の方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、仙台市の観光客誘致の在り方等は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、大友克洋GENGA展の視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

(ウ) 総番号2374

弁論の全趣旨によれば、柳橋邦彦議員（以下「柳橋議員」という。）は、

3泊4日で東京都及び大阪府に出張し、その旅費として11万2740円が政務調査費から支出されたことが認められる。

そして、上記出張日数及び出張先を踏まえると、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

したがって、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

イ 調査研究費（会費その他）（総番号2378）

(ア) 弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 大友克洋GENGA展への入場料3000円が政務調査費から支出された。

b 上記展示会への視察は、仙台市での開催が予定されていたジョジョ原画展をめぐり、観光客誘致の在り方及び経済波及効果を調査するための視察としてなされたものである。

(イ) 上記認定事実によれば、上記支出は、観光客誘致の在り方及び経済波及効果を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、仙台市の観光客誘致の在り方等は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、大友克洋GENGA展の視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠は